

障害者差別に関する相談事例について（3）

＜事 例＞

相 談 者	女性（障害者本人）障害種別：身体障害（車いす利用者）
相 談 内 容	<p>＜不当な差別的取扱いに関する相談＞</p> <p>相談者は身体障害者であり、長時間の自力歩行が困難のため、外出する際には車いすを利用している。</p> <p>市内の医療機関に外来受診した際、職員から「車いす利用者の対応はできない」と受診を拒否される。その理由を訊ねると「院内のスペースが非常に狭いので、車いすを利用したままでは診察室に入ることができないから」と説明される。</p> <p>相談者は、職員が支えてくれるなら少しの距離は歩行できる旨を説明するが、歩行介助も行えないとのことで、最終的に外来受診を認めてくれることはなかった。</p> <p>上記対応について、障害を理由とした差別的な取扱いだと感じたため、当課に相談するに至る。</p>
対 応	<p>＜当事者への事実確認＞</p> <p>医療機関へ架電し、事実確認を実施した結果、相談内容について概ね事実であることを認めた。</p> <p>歩行介助を拒否した理由は、介助のノウハウがなく、相談者を怪我させてしまうリスクが高いことを懸念したからだと述べた。しかし、相談者の受診について組織的に検討したわけではなく、車いす利用者というだけで安易に拒否してしまった点は事実であるとのことだった。</p> <p>⇒本事案については、障害を理由とした差別的取扱いに該当する旨を説明。障害者差別解消法の概要について説明を行ったうえで、過重な負担とならない範囲で、相談者への合理的配慮の提供を組織的に検討するよう是正指導を行った。また、本事案および障害者差別解消法については、院内に周知することを依頼。</p> <p>⇒相談者に架電。本事案について、医療機関に対して是正指導を行った旨を説明。相談者より、今後の受診については医療機関と話し合うとの申し出あり。</p> <p>⇒相談者より連絡あり。医療機関と話し合った結果、ヘルパー同行のうえ受診することとなった。両者納得のうえの対応とのこと。</p> <p>本事案については、これで対応終結となった。</p>